

横浜市立戸塚高等学校定時制 いじめ防止基本方針

1 はじめに

横浜市立戸塚高等学校に、昭和23年定時制課程が設置されてから75年が経過した。戸塚高校定時制ではこれまで「勤労を尊び、学ぶ喜びをもった生活を営む態度を育成する」という教育目標のもとに、勤労青少年や不登校、中途退学を経験した生徒等の学習の機会を確保し、ゆっくりじっくり学ぶことができる夜間定時制高校として、教育活動を展開してきた。そして「お互いの人権を尊重した集団生活を営む態度」を育成することを重点に、生徒が安心して学べる学校づくりに教職員全体で取り組んできた。『いじめ防止対策推進法』が成立し、本校では再度、いじめ・暴力のない学校を目指すとともに、いじめの未然防止・いじめの早期発見・いじめの認知への積極的な取組みと、認知した場合の適切な措置を講ずるために「横浜市立戸塚高等学校定時制いじめ防止基本方針」をここに定める。

2 いじめ防止対策推進法について

学校が実施すべき施策として、学校いじめ防止基本方針の策定（第13条）、学校におけるいじめの防止等の対策の為の組織を置く（第22条）、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見のための措置、いじめに対する措置を講ずる（第15条等）等が、すべての学校に義務づけられた。

本校では、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月14日改定）、「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）を参酌し、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な指針、取組の基本方針を定め、いじめの防止等の組織的な対応を行うため、中核となる常設の組織を設置し、いじめの防止・いじめの早期発見・いじめに対する措置を講ずることとする。

3 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、横浜市立戸塚高等学校定時制は、いじめ防止のために次の学校基本理念を実践していく。

- ・いじめを受けた生徒を徹底して守る。
- ・いじめに係る研修の実施等により、教職員の資質向上を図る。
- ・全教職員でいじめの未然防止や教育環境の発展に取り組む校内体制を充実させる。
- ・生徒の小さなサインを見逃さないように心がけ、教育相談の充実に努める。
- ・家庭や関係機関との連携を密接に図る。
- ・授業法の改善等により生徒にとってわかりやすい授業を心がけ、充実した学校生活を送れるように努める。
- ・学校評価等で、学校基本方針が機能しているか点検・見直しを行う。
- ・教職員による体罰の禁止を徹底する。

4 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

校長代理、副校長、生活指導主任、人権委員長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー
※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・戸塚高校定時制は、上記①構成員によって構成される「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長代理等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・定期的なアンケート実施によるいじめの早期発見
- ・いじめ（「疑い」含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し

5 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

●いじめの未然防止のための取組み

- ・生徒、教職員及び保護者が「学校の基本方針」を十分に理解して行動するとともにいじめの未然防止の意義について理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組む。

●道徳教育及び体験活動等の充実

- ・すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。また、生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒活動に対する支援を行う。

●地域との連携による取組み

- ・学校行事や交流活動、ボランティア活動等を通して地域の方々との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努める。

②いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解を含む教職員への研修
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり（情報共有の推進）
- ・定期的なアンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・定期的な教育相談の実施
- ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進
- ・保護者、地域、関係機関との連携

③いじめに対する措置

- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導・支援
- ・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④いじめの解消

《いじめの解消の要件》

- ・少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある
 - ① いじめ行為が止んで少なくとも3か月（目安）が経過していること
 - ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと→本人・保護者に確認
- ・上記の状態が確認されいじめの解消に至るまで、学校としての組織的な措置を継続する
- ・いじめ解消後も見守り活動は継続する

⑤教職員等への研修

いじめ防止について校内研修を実施し、全教職員がいじめについて人権問題であるとの認識と早期発見できる力を促進し、迅速な解決を図る力量を向上させる。

⑥学校運営協議会等の活用

地域住民や関係諸機関が学校運営に参画する「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

⑦取組の年間計画

月	取組内容	
	生徒・学校	保護者等・関係機関
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画と重点指導内容等の確認 ・いじめ防止、生徒理解研修①、生徒引継ぎ ・教育相談① 	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式、保護者説明会、学年集会で「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式アンケート・教育相談②） 	
6月		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談①
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒会リーダー合宿にて「いじめのない学校づくり」検討会 ・横浜こども会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談④ ・全校集会でいじめ防止の呼びかけ 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止、生徒理解研修② 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート実施 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間、いじめ防止月間の取組 ・いじめ解決一斉キャンペーン（無記名式アンケート・教育相談） ・教育相談⑤ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談 ・学校運営協議会
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・全校集会でのいじめ防止の呼びかけ 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の振り返り、新年度への引き継ぎ ・教育相談⑥ 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者面談②
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止対策委員会（月1回・随時） ・SCによる相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭連絡で情報共有（随時）

6 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

- ・重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- ・客観的な事実関係を明確にするために調査組織を設置し、速やかに調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対して適切に情報を提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告し、その調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※2014年3月31日策定（2024年3月13日改定）